経済情報コンダクタ

ZAIKAI TOKAI

Monthly Report



ジャンルを越えたコラボを通じて 和音の会主宰|清香さん



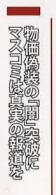
未来永劫続く食料生産システムを

微生物で高機能土壌を開発

國國惡學

カーボンナノチューブ発見者 84歳 名城大・飯島澄男終身教授の今 表えぬ好奇心ノ ノーベル賞「気にせず」

大好きなお箏を追求していきたい





なき地域全体をよい方向に







者による座談会(後編)

2023

(2014年撮





片岡 憲明(かたおか のりあき)1977 年生まれ。2001 年東京大学法学部卒業。同年司法試験合格。03 年弁護士登録。寺澤綜合法律事務所入所。07 年片岡法律事務所入所。23 年 7 月より同事務所代表弁護士。 <弁護士法人片岡法律事務所> 名古屋市中区丸の内 2 丁目 1 9 番 2 5 号 M S 桜 通 7 、8 階 ☎ 052-231-1706

友人と株式半々の会社の行方は

【質問】私は10年前に友人と2人で株式会社を設立しました。その際、私と友人で100万円ずつ出資し、100株ずつ均等に所有しました。現在、私も友人も取締役で、友人が代表取締役です。数年前から関係が悪化、社内で顔を合わせるだけで口論になり、耐えられなくなってきました。2人とも、自分から会社を出るつもりはないのですが、何とか友人に会社から出て行ってもらう方法はないでしょうか。

【回答】仲の良い友人同士で会社を設立する場合、50%ずつ株式を所有する例はたまにあります。対等な関係で事業を起ち上げるのだから、株式も対等でなければ、という思いがあったと思いますが、揉めたときは大変になります。

今回のように、株式会社で過半数の株式を所有している人がいないということは、誰も何も決められない、ということになります。たとえば、相手方を取締役から解任したいと思っても、株主総会で解任を決議することができません。解任に必要な普通決議には、議決権の過半数を有する株主が出席し、出席株主の議決権の過半数を必要とするからです。

あなたが議案に賛成したくても、友人も賛成 しないと決議ができません。友人が自分を取締 役から解任する議案に賛成するわけがありませ ん。逆に、友人もあなたを解任することはでき ません。また、取締役の任期が切れた後、改め て取締役を選任することもできません。

過半数の議決権を有している株主がいないの

で、2人が一致しなければ取締役の再任すら決議できないのです。なお、再任決議が無いと、任期切れ取締役となりますが、新たに選任される取締役もいないため、取締役としての権利義務はそのまま維持されます。問題はないのかもしれませんが、健全な状態とはいえません。その他、会社として重要な方針を決定することも、できません。

このような対立状態を「デッドロック」といいます。どう解消したら良いのでしょうか。

1つには、友人から株式を買い取り友人に取締役を辞任してもらうか、あなたが友人に株式を売って自ら取締役を辞任するかです。しかし、2人とも株式を渡したくない場合(代金の折り合いがつかないなど)、「解散」という方法があります。今回のように、あなたと友人とで関係が悪化し、物事が決められなくて、困ってしまっている場合は、裁判所の手続により解散を行うことができることもあります。

会社を解散すれば、清算人が、会社の財産・ 負債を清算し、残余財産をあなたと友人に配分 することになります。とはいえ、解散は、会社 を消滅させることになるため、取引先や従業員 に迷惑をかけることになります。また、会社の 財産が多額だと、税金の負担が重くなることも あります。解散のための費用もかかるため、双 方にメリットはないでしょう。

やはり望ましいのは、上記の株式売却です。 株式を売却すれば、譲渡所得税くらいしかかかりませんので、双方が損をしないよう、上手に 価格交渉されてはいかがでしょうか。